

令和2年度第2回沖縄県手話施策推進協議会 議事録

日時 令和3年2月16日(火) 14:30~16:30

場所 県庁6階第1特別会議室

出席者

(1) 委員

【会場参加】

野原 龍信	一般社団法人沖縄県聴覚障害者協会会長
本田 一郎	沖縄聴覚障害者情報センター施設長
外間 孝子	沖縄県盲ろう者友の会会長
岸本 ひとみ	三町村合同手話サークル三手の会事務局

【WEB参加】

鈴木 ヒロミ	社会福祉法人沖縄県身体障害者福祉協会事務員
真栄城 守信	沖縄県聴覚障害児を持つ親の会会長
石川 陽子	沖縄県手話通訳問題研究会会長
安里 吉実	沖縄県立沖縄ろう学校校長
島村 聡	沖縄大学人文学部福祉文化学科教授
津島 美智子	宜野湾市福祉推進部障がい福祉課課長
北村 敢	一般社団法人 campus 代表理事

(2) 事務局

子ども生活福祉部障害福祉課

宮里 健(課長)、小渡 順子(地域生活支援班長)、屋比久 愛美(主任)

(3) 関係課

教育庁

県立学校教育課

新垣 ゆかり(特別支援教育室主任指導主事)

教育庁

義務教育課

新地 康秀(義務教育指導班 班長)

<議事録>

1 委嘱状の交付

司会(小渡班長) :

皆様、こんにちは。定刻になりましたので、会議を開催していきたいと思っております。本日はお忙しい中、この会議にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

私は、本日の会議の進行を務めさせていただきます。県障害福祉課地域生活支援班長の小渡と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

WEBでご参加いただいている皆様、映像や音量等問題ないでしょうか。映像はオンにして、音声はオフにさせていただきたいと思います。

まずはじめに、事前に皆様に送付しました本日の会議資料を確認させていただきます。1枚紙の「会次第」「委員名簿」それぞれ1枚ずつになっています。その他、協議会資料として、「資料1」、「資料2」、「資料3」、それから「参考資料」、それぞれホチキス綴じで配布しております。

WEBで参加の皆様にも、事前に郵送させていただいておりますが、ご準備の方、よろしいでしょうか。会場の皆様も、資料の方、大丈夫ですか。はい、ありがとうございます。

では、会次第に沿って、本日の会議を進めさせていただきます。

司会（小渡班長）：

まずはじめに、協議会開催に先立ちまして、本協議会新委員へ委嘱を行いたいと思います。新委員につきましては、今年度12月の任期終了に伴い、再任や、新たな委員への任命をさせていただくものでございます。

委嘱につきましては、知事に代わりまして、宮里障害福祉課長から委嘱状を交付させていただきます。

本日は、新型コロナウイルス感染防止のため、別紙委員名簿に沿って、委員のお名前をお呼びし、委嘱状交付は一般社団法人沖縄県聴覚障害者協会会長の野原様に代表でお受け取りいただきたいと思います。

委員名簿に沿って、順番にお名前をお呼びいたします。それでは、委嘱状の交付を行います。

野原	龍信	様。
本田	一郎	様。
鈴木	ヒロミ	様。
根間	洋治	様。
外間	孝子	様。
真栄城	守信	様。
石川	陽子	様。
岸本	ひとみ	様。
安里	吉実	様。
島村	聡	様。
松元	通彦	様。
津島	美智子	様。
山城	勝美	様。
北村	敢	様。

では、代表で野原様に委嘱状を交付したいと思います。

宮里障害福祉課長：

野原 龍信。

沖縄県手話言語条例第8条の規定により沖縄県手話施策推進協議会委員を委嘱する。

任期は令和5年2月15日までとする。

令和3年2月16日、沖縄県知事、玉城康裕。

よろしく申し上げます。

司会（小渡班長）：

ありがとうございました。本日、NPO法人美ら島きこえ支援協会副理事長の根間洋治様、那覇市福祉部障がい福祉課課長の松元通彦様の2名が欠席となっております。リモートでご参加いただいている皆様、ご欠席の委員につきましては、後日、委嘱状を送付いたします。

司会（小渡班長）：

つづきまして、第2回協議会の開催にあたり、宮里課長からあいさつがございましたので、よろしく申し上げます。

宮里障害福祉課長：

はいさい、ぐすーよーちゅーがなびら。みなさん、こんにちは。沖縄県子ども生活福祉部障害福祉課長の宮里と申します。

第2回沖縄県手話施策推進協議会の開催にあたり、御挨拶を申し上げます。

本日は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う緊急事態宣言の中ではございますが、協議会にお集まりいただき、また、感染症対策のため、リモートでの参加にご協力いただき、ありがとうございます。

委員の皆様方には、日頃から聴覚障害者福祉施策の推進に向けて、福祉や教育をはじめ、様々な分野において多大な貢献をされていることに、深く敬意を表しますとともに、本協議会において、活発にご意見を交わしていただき、手話推進計画策定に御尽力を賜り、心から感謝を申し上げます。

県では、昨年12月18日から3週間にわたり、第2期沖縄県手話推進計画（案）に関する、県民意見を募集し、その結果を取りまとめたところでございます。本日の協議会では、県民意見募集の結果を踏まえて事務局で修正した手話推進計画（案）の最終確認を行っていただくこととしております。委員それぞれの立場から、忌憚のない御意見、御提言を賜りますようお願いいたします。

結びに、引き続き、本県の障害福祉施策及び手話の普及に関する施策の推進において、お力添えをいただきますようお願い申し上げ、ごあいさつといたします

司会（小渡班長）：

ありがとうございました。以上をもちまして、委嘱状交付式を終了いたします。それでは、協議会を開催していきたいと思っております。

2 協議会（議事）

司会（小渡班長）：

協議を進行させていただきます。

本協議会の開催要件として、沖縄県手話施策推進協議会規則第3条第2項の規定により、委員の過半数の出席が必要でございます。本日は、委員14名のうち10名が出席しておりますので、定足数を満たしていることを報告します。

続きまして、会長の選出をお願いしたいと思います。

沖縄県手話施策推進協議会規則第2条第1項により、委員の皆様の中から会長を互選していただくこととなりますが、どなたかご推薦をお願いしたいと思います。

それでは、事務局（案）がございますので、事務局の方で案を提案させていただきたいと思います。

事務局（屋比久）：

はい、事務局から提案させていただきたいと思います。

会長についてですが、引き続き、沖縄聴覚障害者情報センター施設長の本田委員としたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

司会（小渡班長）：

ありがとうございます。ご異議がないようですので、本田委員に会長をお願いしたいと存じます。

それでは、本田会長に会長就任のごあいさつをいただけますか。よろしくお願いいたします。

本田会長：

沖縄聴覚障害者情報センター本田と申します。この協議会の会長のご承認をいただきまして、ありがとうございます。

昨年 11 月から会議が始まりまして、引き続き、良い協議ができますように、皆様、ご協力よろしくお願いいたします。以上です。

司会（小渡班長）：

ありがとうございます。次に、会議を進めるにあたって、各委員にご協力をお願いします。

各委員におかれましては、発言していただく際、挙手をお願いいたします。会長から発言の指名をされた方は、お名前を名乗って発言してください。WEBで参加の皆様は、音声をオンにしてご発言をお願いいたします。それから、手話通訳を行っておりますので、発言が早口にならないようご協力をお願いします。

また、手話で発言される場合は、議場に設置しております手話通訳者に向かって、ご発言いただきますようお願いいたします。

それでは、これからの進行につきましては、本田会長をお願いしたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

本田会長：

始めます前に、手話の表情を読み取る必要がありますので、マスクを外させていただきます。ご理解の程、よろしくお願いいたします。

皆さん、こんにちは。本日、議事運営につきまして、皆さんと良い議論ができますように、ご協力の方、よろしくお願いいたします。

議事に入ります前に、皆さんにご理解いただきたいことがございます。本日、協議の内容は公開ということになります。例えば、ホームページに載せるなどということになります。公開になりますので、皆さんのご承認をいただきたいと思います。いかがでしょうか。

皆さんからご承認をいただきましたので、公開にしたいと思います。ありがとうございました。

去年の11月の時、第1回沖縄県手話施策推進協議会の方で、協議させていただきました、今回、引き続きということになります。今回、第2期沖縄県手話推進計画について、皆さんと一緒に協議していきたいと思います。

まず、事務局の方から、第2期沖縄県手話推進計画に関します県民意見募集をされました。パブリックコメントですね。これを募集された結果、手話推進計画の状況の説明をお願いしたいと思います。

事務局（屋比久）：

はい、それでは事務局から説明させていただきます。

まずはじめに、昨年12月から今年1月にかけて実施しました「第2期沖縄県手話推進計画（案）に関する県民意見募集の結果概要」について説明いたします。お配りしている資料1をご覧ください。

1ページの「1 県民意見募集の概要」について説明します。

募集期間は令和2年12月18日から令和3年1月8日まで、計画案及び意見提出用紙は、県ホームページでダウンロードできるほか、本庁・宮古・八重山の行政情報センター、本庁の子ども生活福祉部障害福祉課、また、北部福祉事務所等で閲覧・取得できるようにしました。

意見提出の方法は、電子メール、郵送、ファクシミリによるものとし、また、ろう者の意見を反映させる機会を確保するため、沖縄聴覚障害者情報センター協力のもと、手話の翻訳等を実施する窓口を設置しました。

次に、提出された意見の概要ですが、意見提出の件数は85件、意見提出の人数は19人となっております。

提出意見85件の内訳ですが、第2章、手話通訳者の数について2件、沖縄ろう学校における在籍幼児・児童・生徒数について2件、第3章、計画の基本理念について1件、施策推進の基本方針について1件、第4章、手話や聴覚障害者に対する理解促進について3件、手話を普及する取組の推進について5件、「手話推進の日」の取組について1件、各種広報の実施、企画イベントの開催について6件、手話を学習する機会の提供について6件、県職員に対する手話の研修について5件、学校教育における手話の普及のための取組への支援について1件、幼児、児童及び生徒に対する手話や聴覚障害者に対する理解促進について5件、手話を使用しやすい環境づくりについて4件、手話通訳者の養成及び資質向上について4件、手話通訳者の設置促進及び派遣体制の整備について14件、ろう学校内手話研修会の開催について2件、手話による情報発信について2件、沖縄聴覚障害者情報センターの運営支援について2件、手話による県政情報等の発信について10件、第7章、沖縄県手話言語条例について1件、用語解説について1件、分類不明が7件、以上の内訳となっております。

提出されました意見に対する県の考え方につきましては、3ページ以降にまとめております。

順番に、御意見の内容及び意見に対する県の考え方を読み上げさせていただきます。ただし、内容の重複する御意見等については、まとめて説明させていただきます。ご了承ください。

では、3枚目の沖縄県手話推進計画（案）に関する県民意見募集の結果及びこれに対する県の考え方（案）についてご確認ください。

まず、No. 1。手話通訳者の登録者数の推移だけでなく、市町村ごとに表記した方が良いとのご意見をいただきました。県の考え方としましては、いただいたご意

見は、今後、聴覚障害者等の理解促進を図る取組を進めるにあたって、参考とさせていただきたいと思います。

No. 2。「手話通訳士」の表記がないのはなぜか、県の手話を取り巻くのであれば表記が必要ではないかと思う。登録試験についての説明も具体化して欲しいとのことに対して、県の考え方としましては、現在、県で把握できる内容については本計画に記載しますが、厚生労働大臣認定の手話通訳士試験（手話通訳技能認定試験）については、県に数値データがないため記載できません。登録試験は、「手話通訳者全国統一試験」を指しておりますので、ご指摘いただいた点を踏まえて、記載方法を変更したいと考えております。

次に、No. 3。ろう学校在籍数についてですが、年々減少しているが、その記載方法だと聴覚障害児・生徒が減っているような見方になるため、避けた方が良いのではというご意見に対して、県の考え方としましては、手話を活用することが想定されるろう学校、難聴特別支援学級に在籍している児童生徒数について、改めて記載したいと思います。

次に、No. 4です。沖縄ろう学校の生徒が減少しているということで、聞こえない子たちの集う場になっているので、そのような場を大切にさせていただきたいのご意見でした。県の考え方としましては、沖縄ろう学校における教育相談や幼稚部における早期支援の充実等により、地域で学ぶ児童生徒も増えてきております。ご意見にもあるとおり、ろう学校は、聴覚障害教育の中心であり、児童、生徒、保護者支援に向けて、聴覚障害教育の充実に努めてまいります。

No. 5です。地域社会の実現を目指しますとあるが、「推進されなければならない」、「目指さなければならない」という記載が良いのではないかというご意見ですが、県の考え方としましては、「ある人もない人も共に暮らしやすい社会づくり条例」第3条の基本理念では、「推進していかななければならない」と表記されており、本計画においても、記載方法を変更する方向で検討します。

少し飛ばさせていただきます。No. 8をお願いいたします。聴覚障害者にろう者、難聴者、中途失聴者がいる表記、それに応じたコミュニケーション方法の調査があれば、コミュニケーションを使い分ける傾向を明確に表記できると思う。表記の必要性について、検討してほしいのご意見をいただきました。県の考え方としましては、いただいたご意見を参考に、記載方法を変更する方向で検討したいと思います。

次に、No. 9からNo. 14について、まとめてご説明させていただきます。内容としましては、買い物やバス利用等、生活場面において、手話でコミュニケーションを取ってほしいとの内容になっておりました。県の考え方としましては、聴覚障害者への理解促進、手話の普及啓発のためのパンフレット等印刷物の配布や、テレビ・新聞など各種広報媒体を活用した広報の実施、普及啓発イベント、県民向け手話講座の実施に取り組んでいるところです。引き続き、各種施策に取り組んでまいります。

次に、No. 15の下にNo. 7とあるんですが、これは入れ替えの際のミスで、番号がずれています。No. 7、No. 16からNo. 21まで、内容が類似しておりますので、省略して説明します。手話推進の日や各種広報の取り組み方、イベントについてのご意見をいただきました。こちらについては、各種のイベント等の取組の中で、参考にさせていただきたいと考えております。

次にNo. 21をご覧ください。手話学習を続けていく場、ふれあう場をもっと増やして欲しい。コロナ禍でも情報が平等に伝わっていくよう、諸々の学習の場をお願いしたい。に対しまして、県の考え方としましては、県では、手話通訳者に

対し、手話通訳者現任研修、手話通訳士養成ステップアップ研修を実施しております。その他、サークル活動の紹介等、いただいたご意見を参考に、今後の取組を進めてまいりたいと考えております。

No. 23. 手話を学習する機会の提供。様々な業種のところにも、研修を実施してほしいとのご意見に対して、県では、県民向け手話講座として、一般企業向けに手話出前講座を実施しているところです。企業の選定にあたっては、いただいたご意見を参考に、今後の取組を進めてまいりたいと考えております。

次に No. 24 です。難聴者向け講習会を入れてほしい。中途失聴者向けとして、ということなのですが、これに対しては、沖縄聴覚障害者情報センターにおいて、中途失聴者・難聴者向け手話講座を実施しており、県では沖縄聴覚障害者情報センターの運営支援を行っているところです。

No. 25 から 27 について、まとめてご説明させていただきます。サークル活動について、サークル活動の掲載方法についてのご意見をいただきました。いただいたご意見を参考に、サークル活動の紹介方法、また、取組について検討していきたいと考えております。

次に、No. 28 から 30 まで。県職員に対する手話研修について、どの部署を対象にするか、明確にしてほしいとのご意見をいただきました。これに対して、県の考え方としましては、聴覚障害者に対する理解促進、手話の普及啓発のため、特定の部署に限らず、広く県職員に対する研修を行ってまいります。

少し飛ばさせていただきます。No. 33. 沖縄ろう学校において、手話でコミュニケーションをしてほしいとのご意見をいただきました。沖縄ろう学校では、教職員に対して手話研修、保護者向けに、手話講習会を実施しております。幼児児童生徒については、授業の中で手話を活用し、幼児児童生徒、教職員が活用できるように日々取り組んでおります。今後とも、手話の研修等の継続をする中で手話でコミュニケーションがとれるよう努めてまいります。

次に、No. 34 と 35 について、まとめて説明させていただきます。パンフレットの配布について、県内の学校全域に配布されているのかということと、大学等にも配布対象に含めてほしいとのご意見をいただいたところです。県の考え方としましては、公立の小学校、中学校、高等学校、特別支援学校については、県内全域への配布を行っているところです。その他、各種イベントでの配布、市町村担当課への配布、パンフレット等のホームページ掲載等を行い、普及に努めているところです。効果的な周知方法については、いただいたご意見を参考に、検討してまいりたいと考えております。

次に No. 36 です。パンフレット配布に加え、実際に手話を学ぶ機会があると良いとのご意見についてですが、今後とも、パンフレットを活用し、手話の授業の取組について、理解啓発に努めてまいりたいと考えております。

次に No. 37 です。幼児、児童及び生徒に対する手話や聴覚障害者等に対する理解促進のところで、ろう当事者教員の雇用促進を積極的にしてほしいとのご意見をいただきました。これに対して、県の考え方としましては、沖縄県の教員候補者選考試験においては、身体に障害のある者を対象とする特別選考を実施しており、聴覚障がいを含め障害者の積極的な採用に努めているところです。

No. 38 です。「耳マーク」を普及する一環として、教育にも取り入れてほしいとのご意見をいただきました。人権教育や、障がい理解を深める内容の授業、道徳か、総合的な学習の時間等において、「耳マーク」を周知理解するよう努めてまいります。

次に No. 39 です。「SDG s」の視点が持てるような文章を表記してほしいとのご意見です。SDG s の視点については、「第 1 章 総論」の「2 計画の位置づけ」に記載しております。

次に No. 40 です。環境整備の視点を入れてほしいとのことで、視覚的な筆記ですとか、コミュニケーション支援ボード等を実施してほしいとのご意見に対してですが、県では、「沖縄県福祉のまちづくり条例」を制定し、高齢者や障害者を含む全ての県民が安全で快適に生活できる生活環境及び社会環境の整備に取り組んでいるところです。

次にですね、少し飛ばさせていただきます。No. 44 をお願いします。手話通訳者養成研修の講師の人数についても記載をしてほしいとのご意見をいただきました。いただいたご意見を参考に、今後、検討していきたいと考えております。

次に、No. 45 についてです。手話通訳者を目指しやすい環境整備にも力を入れてほしい。志のある者が、安心して働ける処遇をお願いしたいとのご意見でしたが、処遇については、各機関において個々の状況に応じ検討されるべきものと考えております。

次に No. 46 です。手話通訳者の養成について、市町村の奉仕員養成講座から、県の手話通訳者養成講座へ進むということ、一般向けに説明してほしいとの趣旨のご意見でした。県の考え方としましては、いただいたご意見を参考に、今後の取組を進めてまいりたいと考えております。

また少し飛ばさせていただきます。No. 50 についてです。設置手話通訳者の身分保障を検討してほしい、通訳者増加に繋がるとの趣旨のご意見をいただきました。県の考え方としましては、設置手話通訳者の身分保障については、各自自治体において個々の状況に応じ検討されるべきものと考えております。

次に No. 51 です。担当者による連絡会に設置手話の参加を求めるとのご意見でしたが、県においては担当者による連絡会議については、設置手話通訳者についても参集対象としているところです。

次に No. 52 についてです。NET119 について推進していただきたいとのご意見でしたが、NET119 については、2020 年 7 月 1 日より県内全域で導入されております。なお、導入主体は市町村になっておりますので、各消防本部、または沖縄県消防指令センターへご確認いただけたらと思います。

少し飛ばさせていただきます。No. 54 から 60 についてです。こちらは、市町村の設置手話通訳者の配置についてのご意見や、設置手話通訳者を 2 名体制にしてほしいとのご意見でした。県の考え方としましては、県としましては、各市町村において、設置手話通訳者が配置されるよう、促してまいりたいと考えております。

次にですね、No. 61 について説明させていただきます。沖縄ろう学校職員の手話技術の向上についてのご意見で、手話が分からない方がいらっしやったり、手話を習得した職員が異動してしまうことについて、ご意見がありました。県の考え方としましては、いただいたご意見について、真摯に受け止め、沖縄ろう学校職員の手話技術の向上に努めてまいります。

次に No. 62 です。ろう学校内の手話研修会について、具体的に示して欲しいとの趣旨のご意見をいただきました。これまでろう学校の手話研修会については、年間 10 回程度実施してきたところです。今後は、手話の理解や手話を活用した指導のあり方等研修計画について、ろう学校と連携しながら検討してまいります。

次にですね、少し飛ばさせていただきます。No. 66 から 70 について、一部内容が重複しているものがありますので、まとめて説明させていただきます。民放

のテレビ番組に字幕をつけてほしいとのご意見が多数ありました。民放の字幕等については、聴覚障害者に対する情報保障など、誰もが暮らしやすい社会の実現に向け、県の方では、聴覚障害についての理解促進、手話の普及に取り組んでいるところであり、引き続き周知啓発に努めてまいります。

次に、No. 73 の一部ですね、知事会見で手話通訳が付いているのはテレビのニュースで知っているが、ニュースの時間が短く内容が全く分からないとのご意見がありました。知事会見等については、県公式 YouTube チャンネルにおいて配信しておりますので、内容全てをご確認いただけるようになっていくところです。

No. 74 から 76 についてですが、うまんちゅひろばの通訳者のワイプを見やすい大きさにしてほしいですとか、知事会見の手話通訳が照明が暗く見えにくいので、見えやすいようにしてほしいとのご意見でした。これについては、いただいたご意見を参考に、今後の取組を進めてまいりたいと考えております。

次に No. 77 です。条例の条文に追加を希望するとのご意見でしたが、本県民意見募集については、沖縄県手話推進計画（案）に対するものであり、条例に対するものではないため、ご了承いただけたらと思います。

次に、No. 78 についてです。用語解説に「コーダ」「デフファミリー」を追加していただきたいとのご意見がありましたが、用語解説は、基本的に、主に本文中に使用されている用語、施策等に関連する用語を掲載しているところですので、ご了承いただけたらと。お願いいたします。

次が No. 79 です。ろう者の知人で悩みのある方が、なかなか相談に繋がらないというところのご意見をいただいたところですが、県の考え方としましては、沖縄聴覚障害者情報センターにおいて、聴覚障害者等相談支援を実施しており、県では沖縄聴覚障害者情報センターの運営支援を行っているところです。

その他もあるのですが、分類不明なところもありますので、割愛させていただきたいと思います。

いただいた県民意見の結果、パブリックコメントを踏まえてですね、手話推進計画（案）を一部、事務局で修正しましたので、その修正内容について説明させていただきます。

お配りしている資料の 2 をご覧ください。右上に「資料 2」と書いてある資料になります。

資料 2 の赤字については、現行計画からの変更を示しているところです。赤字に下線が引かれている部分については、今回、パブリックコメントを受けて修正した箇所となっております。パブリックコメントを受けて修正した箇所についてお伝えいたします。

まず、計画の第 2 章。めくっていただいて、2 ページ目になります。右下の方のページ数をご確認ください。第 2 章の新旧対照表 2 ページ目ですね。「2 手話通訳者の数」の説明文において、「登録試験」と記載しておりましたが、「登録試験の説明をしてほしい、全国统一試験とは別の試験か」というご意見があったことから、「登録試験」という記載を「手話通訳者全国统一試験」と修正いたしました。

次に、「3 本県における聴覚障害のある在籍幼児・児童・生徒数」についてです。「ろう学校の在籍児童数が年々減少しており、聴覚障害児が減っているとの見方になるため、ろう学校、難聴学級、通常学級それぞれに在籍している児童生徒数を記載してほしい」とのご意見があったことから、新たに難聴特別支援学級に在籍する児童・生徒数を追記しました。元々は、沖縄ろう学校だけの表記だ

ったんですが、(1)に沖縄ろう学校の幼児・児童・生徒数を記載して、(2)の方に、難聴特別支援学校における在籍児童・生徒数を新たに追記しているところです。

次に4ページですね。「手話を使い生活を営むろう者数等」についてです。こちらはですね、前回の第1回の協議会においては、調査中であったので、今回、調査結果を更新しているところです。

次に、計画の第3章。計画の基本的な考え方についてです。ページ数で言うと、7ページです。「1 基本理念」において、「ろう者とろう者以外のものが共生することのできる地域社会の実現を目指します」と記載しておりましたが、「推進されなければならない、目指さなければならない、行わなければならない等の方が良いのではないか」とのご意見があったことから、「ろう者とろう者以外の者が共生することのできる地域社会の実現を推進していかなければならない」というような記載に修正いたしました。

次に、計画、第4章 施策展開についてです。ページ数は8ページになります。「1 手話や聴覚障害者等に対する理解促進」の2つ目の段落、丸の2つ目についてです。「聴覚障害者等」としておりましたが、「聴覚障害者にろう者、難聴者、中途失聴者がいる表記が良い」とのご意見があったことから、「聴覚障害者、難聴者、中途失聴者等」と修正いたしました。

以上が、パブリックコメント実施後の手話推進計画の修正内容となっております。その他、多くのご意見をいただいておりますので、今後の施策の徳見の中で、ご意見を参考にさせていただきたいと考えております。

事務局からの説明は以上です。

本田会長：

ただいま事務局の方から、パブリックコメントについてのご報告をいただきました。本日、協議する内容は最後になります。なので、今日、全て確認をしなくてはなりません。委員皆様のご意見、また質問などがございましたら、手を挙げていただいて、ご意見の方、お願いいたします。どなたかご意見のある方、またはご質問のある方はいらっしゃいますか？

島村聡委員：

はい、どうも島村です。よろしいでしょうか。

本田会長：

はい。島村委員、お願いします。

島村委員：

はい、ありがとうございます。音聞こえてますか？きれいに入っていますか？

実は、1点だけ。これは施策に関することとして、計画書の10ページのところなんですけれども。開けていただければ分かると思いますが、ここにですね、書いてあります、「①幼児、児童及び生徒に対する手話や聴覚障害者等に対する理解促進」という部分があります。ここで、現在の施策が1つだけあるんですけど、県内が項への普及啓発活動として、普及啓発パンフレット配布等の取組というのがありますね。

このことが気になったのは、パンフレットを配れば手話が理解できるんだろかということですね。今回のこの条例の本当の意味合いの1つが、手話を1つの言語として、皆に認めてもらいたいという願いがあると。手話に対する理解というの

が、一番のポイントかなと思います。そういった点からすると、パンフレットレベルでは、なかなか難しいのかなと。

そこで、実は最近ですね、私どもの学生が、仕掛けてくれたんですが、ある中学校に出向きまして、重度の脳性麻痺の障害のある方と一緒にですね、いわゆる福祉教育をやってみました。2年生1学年丸ごとですね、学校の中からのzoomとか、遠隔講義をするという形でやらせてもらったわけですね。その際に、対象になった利用者の方が、自分の生活を全部説明してくれたと。こういう生活を私はしますと。かなり重度ですけど、有名な人なんで、皆さんも知っているかもしれませんが、友利さんという、写真も撮ったりするような人です。そのことで、生徒さんからの評価と言いますか、感想が、非常に面白くて。むしろですね、この男性の生き方や考え方を通して、自分を振り返る機会を得ましたという、そういう感想が多かったんですね。要するに、障害ってこういうもんだよということをお伝えするという意味合いのものであったんだけど、反響はそういうふうに、深い反響が返ってくると。このことで、直接本人が語りかけることがいかに大切かということ、非常に学んだんですね。学生も非常に大きく学んだけれども、中学校の教員が非常に良く学んだとおっしゃっておられました。

そこでですね、このような形のプロジェクトっていうのが、やはり位置づけられないのかなと、私も思うようになって。そして、実際に直接行って説明するのも良いんですが、今回、遠隔でやってこの効果が得られたということからすれば、例えば、動画サイトにこういったものを上げて、それを配信していくというだけでも、広域的にかなりできるので、そういったプロジェクトはできないものだろうかというふうに思いました。こういった提案をですね、ここでぜひ行っておきたいなというふうに思いました。以上です。

本田会長：

島村委員、ご意見の方ありがとうございました。申し訳ありません。少し確認させてください。今のお話は、資料のどこに載っている部分でしょうか。申し訳ありません、ご教授いただけますでしょうか。

島村委員：

計画書の10ページのところです。その、(2)とあって、「学校教育における手話の普及のための取組への支援に努めます。」と書いてあります。その下の①です。「幼児、児童及び生徒に対する手話や聴覚障害者等に対する理解促進」。その下側に、区分が書いてあって、「県内学校への普及啓発活動」というのがありますね。現状は、その中の施策としては、「普及啓発パンフレット配布等の取組」という1つだけになっていますが、それだけでは効果が薄いでしょうと。そういう意味でした。

本田会長：

分かりました。ありがとうございます。事務局の方から、何かご意見等ありますか。

事務局（県立学校教育課）：

こんにちは。県立学校教育課の新垣と申します。今いただいたご意見を参考に、普及について、検討をしていきたいと思っております。ただ、その際は、聴覚障害者情報

センター等の協力や連携が必要だと思しますので、その点をご協力いただけますでしょうか。

本田会長：

はい、本田です。私の方からお話させていただいてよろしいですか。

今、島村委員のお話を伺いまして、新垣さんからのお話を受けまして、今後ですね、パンフレットの配布だけでは、やはり普及活動というのは足りないと思しますので、聴覚障害者に対する理解をいただくためには、どのように進めていけば良いのか等も、今後、一緒に協力をさせていただければと思っております。

本田会長：

他にどなたかご意見ありますか？

沖縄ろう学校の安里委員、よろしく願いいたします。

安里吉実委員：

はい、こんにちは。聞こえますでしょうか。沖縄ろう学校の安里です。今、島村委員の方からありましたところを、私もご意見を述べたいと思っておりました。

第1回目は参加できなかったんですが、学校の立場として、普及啓発、理解促進ということ考えたときに、例えば、学校教育の中で、パンフレットへの記入も必要かと思うんですが、パンフレットの中で、普及の方法だけを記入するのではなく、具体的な内容、取組内容も示せば、まだ実効性が出てくるのかなと思っております。小学校、中学校、高校、それから特別支援学校も含む学校においてですね。第1回目の時にも、資料で提供したんですが、例えば、真和志高校でしたかね。手話甲子園に参加したりして、かなり活躍しております。そういういったところは、少しイベント的なところもあるし、一時的な取組になりかねないということも考えられるのかなというふうに思っております。

それで、学校教育の立場として、意見を言わせてもらおうと、例えば、小学校、中学校、高校の中で、特別活動、道徳、そういった授業の中で、平等であるとか、外国語活動の中で、英語、中国語、色んな言語を学んだりするのと同じように、手話を少し学ぶ機会を設けてはどうかと考えております。各学校に対して、「手話を学ぶ機会を設けてください」とお願いするだけではなくて、具体的に、例えば、テレビの方で、Eテレの方で、「Routube（ろうチューブ）」とかあったりしますよね。YouTubeではなくて、Routube。それから、これもEテレの方なんですけれども、「u & i」という番組。そのu & iという番組は、多様性を尊重し、みんなで助け合えるクラスへということを取り扱った番組。そういった番組も配信されております。例えば、内容としては、「授業に集中したいのに…」というタイトルで、授業中落ち着きのない行動を取り続けている生徒への対応とかですね。先日は、「きこえないってかわいそう？」とのタイトルで、ブランコで遊んでいる女の子に、「代わって」と何度もお願いするが、無視される、そういった内容。じゃあ、なぜそういう行動を取ったんだろうかというところでの内容があったりしました。授業の中で、先生方が、指導、理解、普及が難しければ、そういったテレビ番組であるとか、DVDとかも色々あったりすると思います。また、もちろん本校の教員を派遣しても構わないと考えておりますので、そういった授業の中で、取り組むというところを具体的に示せば、各学校の先生方も取り組みやすいのかなというふうに思います。

子どもたちは、例えば、かなり前になりますけれども、SMAPの世界に一つだけの花がヒットしたときに、簡単な手話を覚えたりという機会があったと思います。現在も、少し、音楽の授業の中で、手話ソングをやったりしてるところもあるというのを聞いていますけども、そういったものを具体的に小・中・高の先生方に示すことができれば、取り組みやすいのかなというふうに思っています。

私は、この手話の理解、啓発を図るためには、私は学校の立場として考えると、底辺を広げていくということがとても大切なのかなと考えております。子どもたちに広めていけば、子どもたちはその家族に伝えていきます。そういったところで、少しでも底辺の拡大が図られていくのかなというふうに考えているので、まとめると、小・中・高の先生方が、取り組みやすい情報提供も含めて、提示していくべきかなというふうに考えております。パンフレットの中に、そういった例を示すのもそうでありまして、例えば、各市町村での管理者向けの研修会、職員向けの研修会においても、そういったことを伝えてもらうという取組をやれば、少しずつ広まっていくのかなというふうに思っております。

私も、今、島村委員がおっしゃったところで、提案しようと思っていたので、それを述べてみました。以上になります。

本田会長：

はい、本田です。ありがとうございました。幅広く、子どもから社会参加するまでの関わり等をアドバイスいただきました。ありがとうございました。県立学校教育課の方から、何かご意見等ございますか？

事務局（県立学校教育課）：

はい。島村委員、安里委員の意見を踏まえて、パンフレットにするのか、動画を作成するのも含めて、検討していきたいと思っております。

こちらとしてはですね、これまで色んな学校での対応を見たときに、知的障害の子どもたちにとっても、手話を使うと理解がしやすいという話があったりとかですね、そういうこともあるので、使うという視点で、特別支援学校の先生方に対して、手話を理解していただけるような取組を検討していきたいなと思ったところです。

本田会長：

はい、本田です。ありがとうございました。

他に、何かご意見等ございますか？沖縄県身体障害者福祉協会の鈴木委員、お願いいたします。

鈴木ヒロミ委員：

皆さん、初めまして。沖縄県身体障害者福祉協会では手話の派遣コーディネーターをしています、鈴木といいます。よろしくお願ひします。声聞こえますか？ありがとうございます。

私の方は、今回、手話を理解するのも大事なんですけど、その前に、手話を第1言語として使っているろう者、聴覚障害者の皆さんの理解も大事かなと思っているので、今、沖縄県が出しているパンフレットよりも、もうちょっと学習用に、教材用に使用ができるパンフレットを作成してほしいなど、意見を言おうかなと思っていたんです。それで、京都の方の向日市というところの教育委員会が作成している総合学習用のパンフレットというか、マンガがあるんですけど、ご存じの方もいら

っしゃると思うんですが。ろう者について、難聴者について、手話通訳者についてという分類ごとに分かれている教材がありまして、それを小学生に配って、まずは、障害はこういうものなんだよと理解をしてから、普及をしているみたいなんですね。それを沖縄県の方でも、活用できないかなと思ひまして。他県では、動画とかの作成も色々しているの、それも参考にさせていただいて、ぜひ県の方でもご検討いただきたいなと思ひます。よろしくお願ひします。

本田会長：

はい、本田です。ご意見ありがとうございます。

今、鈴木委員が言われました内容について、インターネットの中でも、色々マンガとかも見れると思ひます。皆さんにも、そういう例を参考として、ご利用いただければと思ひます。

他に、何かございますか？ご意見ないようですね。事務局どうしましょうか。

事務局（屋比久）：

他にご意見等大丈夫でしょうか。

本田会長：

すみません。ご意見があるようですので。沖縄県身体障害者福祉協会の鈴木委員お願ひします。

鈴木委員：

すみません、違う意見の項目でも大丈夫ですか？

本田会長：

大丈夫です。お願ひいたします。

鈴木委員：

資料1の9ページ。No.49の方で、「設置通訳者の配置をしております」とあるんですが、意見の中身は、県庁内に手話通訳者を設置してほしいという意見だと思ひうんですね。回答の方で、沖縄協の方に委託して設置通訳者を配置しておりますとあるんですが、実際、県庁内に設置の手話通訳者はいらっしゃるということなんでしょうか。

本田会長：

事務局からお願ひいたします。

事務局（屋比久）：

No.49についてですね。確かに、「県庁内に手話通訳士の雇用を希望します」とあるので、そういったご意見だと思ひます。現状どうなっているかというところで説明いたしますと、沖縄県聴覚障害者協会、沖縄聴覚障害者情報センターの方に設置手話通訳者を配置している、そこに委託して配置している状況になります。県庁舎内に常駐している形ではありません。来庁者がいらした場合には、情報センターの方から設置手話通訳者に来ていただいて、対応していただくというような形になっているところなんです。

本田会長：

以上でしょうか。今の説明で大丈夫でしょうか。

鈴木委員：

県庁内にいらっしゃらないということは分かりました。ありがとうございます。もし、来訪者が来たときに、情報センターから呼ぶというと、30分くらいかかるんですけど、待っていただくということになるということですよ。

事務局（屋比久）：

そうですね。待っていただいたり、対応できる範囲で、職員の方で対応したりということを行っているところです。その間に、お呼びして来ていただいてという形になっております。

今後、遠隔での対応とかというのもできないかと考えておまして、その辺は、沖聴協、情報センターと相談して、対応について検討していきたいと考えているところです。以上になります。

本田会長：

本田です。分かりました。

事務局の方から、遠隔の方法もあるという、考えているというお話でした。

沖縄県手話通訳者問題研究会の石川委員、お願いします。

石川陽子委員：

お疲れ様です。石川です。今の、県庁の手話通訳配置の件は、20年前からも話が色々あったんですけど、実際には、県庁に来庁する聴覚障害者の利用度が少ないというところで、今まで実現なかったというのと、他府県見ても、県庁に配置しているというのは、実際少ないんですね。今後考えられるのは、先ほど、事務局からあった、遠隔手話サービスになるのかなとは思いますが、1年間でどのくらい県の方に、聴覚障害者が来庁して、そういう頻度があるのかということも考えた上で、設置するかどうかなということも考えていただきたいなというのが1つと。

パブリックコメントにもありましたけども、実際には、よく使っているのは、市町村に聴覚障害者は行ってサービスを色々使われるので、その市町村に通訳がいなくて、2人にしてほしいとか、という意見があるので、私としては、もしかしたら県庁よりは、市町村にもう少し設置手話通訳者を配置していただくと、もっと地域の聴覚障害者が住みやすいのかなと思います。なので、改めて県庁の方に、どのくらいの聴覚障害者の人が利用しているかということも踏まえて、設置は考えて、遠隔も上手く利用していただければなと思います。

本田会長：

本田です。ご意見の方、ありがとうございました。聴覚障害者が来られたときの対応ということについて、色々ご意見いただいたと思います。今、こちらの現場にも聴覚障害者の方がおります。せっかくですので、何かご意見等いただけないでしょうか。

その前に、事務局の方から話があるそうです。

事務局（屋比久）：

すみません、先ほど石川委員の方から、県庁に来庁する聴覚障害者の人数とかも検討した上で、設置について考えた方が良くはないというご意見をいただいたので。把握している範囲で何ですけれども、昨年の県庁本庁舎への来庁者数なんです、昨年度で1件、出先機関で3件程度だったかと思います。頻度として、やはりちょっと少ないので、常駐して対応するということまで必要かどうかというところがあるので、そのあたりは遠隔ですとか、そういったところの利用も検討していかないといけないかなというふうに考えております。

やはり、市町村だと窓口での手続きですとかで、手話通訳者がどうしても必要な場面というのは出てくると思います。皆様が行かれるのは、市町村役場が多いかと思っておりますので、そういった意味でも、県としても設置手話通訳者の配置について、市町村に対して促していきたいと思っております。ありがとうございます。

本田会長：

本田です。分かりました。他、当事者の方から、ご意見等ないですか？

野原龍信委員：

はい、野原です。先ほど、石川委員の方からもおっしゃっていただきましたとおり、市町村の手話通訳設置というのは、私たち聴覚障害者の願いでもあります。（設置手話通訳者が）ない市町村というのは、大変困っているということ、私は同じ聴覚障害者から聞いております。自分の暮らしている地域の行政からの情報、これが全く受けられないという状況になっているそうです。なので、やはり役場に行って、設置通訳者がいないこととによって情報が得られないという状況が生まれております。設置手話通訳者がいる地域では、きちんと情報が得られる。設置手話通訳者がいないというところでは、やはり暮らしにくいというような意見をよく耳にします。なので、やはり設置手話通訳者を雇用する。1人だけではなくて、2人ですね。1人だと、何か緊急があったときに、外に出なくてははいけません。2人いれば、もう1人が残ってくれていて、私たちは安心していつでも役所にいって、情報を得ることができます。

それと、遠隔手話通訳というのがありますが、良いか悪いかは置いておきまして、私自身は、やはり遠隔は苦手です。相手の表情も見えないですね。やはり、人と対面した方が、安心できます。遠隔は、最低限のことだと思っています。これは、私の意見です。以上です。

本田会長：

本田です。野原委員、ありがとうございました。事務局から何かご意見はございますか？

事務局（屋比久）：

今、野原委員からいただいたご意見も含めてですね、設置についての促しというか、促進というのを実施していきたいと思っております。ご意見、ありがとうございます。

本田会長：

本田です。他に何かご意見はございませんか？
北村委員、お願いします。

北村敢委員：

北村です。お疲れ様です。大丈夫でしょうか、音声の方は。

自分も具体的に何かがあるわけではないんですが、うちの職員で、聴覚障害を持った者がおります。そのスタッフが、研修にいった場合、今年度に限っては zoom の研修が多かったんですけど、その際も、聴覚障害を持った職員という形で研修を受けたので、手話通訳派遣をさせてもらって、研修受けられた形になったんですね。その時、やはり反響がものすごく大きかったんですね。主催者側からも、次回も受けてくれないかというのと、主催者側からの提案で、発表者にぜひなってほしいというのもあって、福祉の業界で仕事をしておりますが、福祉の業界でもまだまだ当事者が少ない。当事者が前に立つという機会が限られているんですね。というところで、出たときの反響というのは、やはり大きくなって、もし、今後、理解、普及、手話の促進とかを狙うのであれば、当事者が出ていく機会が増えるような、何か後押しする施策があったら、影響あるのかなと、聞いていて思いました。以上です。ありがとうございます。

本田会長：

本田です。ありがとうございました。ちょっと確認させてください。イベント関係の意見ですか？研修ですか？

北村委員：

イベントだけに限らず、職業も、研修もそうですね。それからインターンシップ、若い子のボランティアとかも受け入れているんですけど、実習も含めて、当事者が出やすいような環境づくりというところに、着目してもらえたらいいのかなと思っています。答えになっていますでしょうか。

本田会長：

本田です。ありがとうございました。事務局から何かありますか？

事務局（屋比久）：

はい。今、北村委員からいただいたご意見ですね。当事者の方々が、前に出て行きやすいような環境づくりということで、パブリックコメントでも、イベントにおいて、当事者と接する機会があった方が良くはないかとかですね、教育の場においても、当事者と触れ合える方が良くはないかというようなご意見がありました。そういうところで、当事者の方々と実際に交流したりですとか、お話を伺ったりですとか、そういった機会は、やはり手話を普及する上で、聴覚障害者の理解を促進する上で、必要になってくるのかなと、今お話を聞いて思ったところです。今のところ、計画にありますイベントですとか、そういったところで、まずは聴覚障害者の方々にもご協力いただいて、もう少しそういった交流ができるような取組というのができるように、今後、取り組んでいきたいと思っております。以上です。

本田会長：

本田です。ありがとうございました。他に何か、ご意見等ございませんか？
宜野湾市障がい福祉課の津島委員、お願いいたします。

津島美智子委員：

宜野湾市の津島といいます。音声の方、大丈夫でしょうか？

先ほどからあります、設置についての件なんですけれども、ご意見の方もかなり多くてですね、やはり市町村窓口は色々ありますので、ろうの方が見えたときには、設置の必要性は強く感じております。うちは、3名の設置の枠を取っておりますけれども、今現在ですね、通訳者と奉仕員ですね、2人配置しております。1人欠員になっていてですね、なかなか募集かけても来ないという状況になっております。役所としてはですね、やはり情報の方がですね、設置がいるおかげで、LINEとかでろうの方と設置の方が情報交換しているということですので、色々、うちの計画のパブコメとかですね、色んな市の施策に関しての意見を頂戴する場というがあるので、やはり設置は市町村窓口にあった方が良いなというのは、痛感しております。

今、募集かけてもなかなか来ないというところですね、何か連携というか、色々な団体の方がいらっしゃいますので、ご紹介いただけたらとか、そういう県を通してとかですね、繋がりというか、ルートとかもあると良いなと思っているんですけど。今、情報センターの方には、どなたかいませんかというところで、担当の方から声かけはしていると思いますけれども、何かこういうルートとか、設置ができるような仕組みづくりというか、良い提案があればということですね、意見ということで、お話をさせていただきました。

本田会長：

本田です。ありがとうございます。今、宜野湾市障がい福祉課の方から、設置手話通訳者の必要性と、3人というところなんですけれども、現在2人しかいないというお話がありました。あともう1人、設置をしたいということなんですけど、そのための協力とか、紹介の要望がありました。野原委員の方から、ご意見があるようです。

野原委員：

はい、野原です。先ほど、宜野湾市の障がい福祉課の津島委員の方から、ご意見の方いただきました。もう1人募集をしているけれども、なかなか来ないということなんですけれども、私たちろう者の立場から見ても、設置の身分保障というものがですね、条件的にも良くはないだろうということを思っております。身分保障がないので、なかなか応募がない、応募しにくいというところがあるんじゃないかなと思っております。実際、そのあたりの整備をお願いしたいなと思っております。以上です。

本田会長：

本田です。今、野原委員からご意見がありましたが、それに対して津島委員、何かございますか？

津島美智子委員：

はい。宜野湾市もですね、補助も活用して配置しております。やはり財政的な関係もあるものですから、なかなか給与面とかですね、ご期待に応えられていないところもあるかなとは思いますが、できる限りですね、お休み等も充実させてですね、設置に向けて、役所としても頑張っているところではあります。

本田会長：

本田です。私の方からも意見を言わせていただいてもよろしいでしょうか。沖縄県聴覚障害者協会と、沖縄聴覚障害者情報センターといたしましても、何かご協力できることがあれば、募集内容をこちらの方にご依頼いただければ、「だより」等がありますので、そちらの方に載せて、発行することもできます。あとは、沖縄県手話通訳問題研究会というところも、機関誌を発行しておりますので、そこにそういう情報を載せることもできますので、そのようなこともご検討いただければ良いのではないかと思います。

沖縄県手話通訳者問題研究会の石川委員をお願いします。

石川委員：

すみません。宜野湾市の方からも、職員募集の掲載をしてほしいということで、私たちの方の機関誌にも載せたりはしています。実際、ここ数年、設置がいたけれどもいなくなったというところが、豊見城市、それから八重瀬は今、健聴者ではなく、聴覚障害者として設置がある状況、宜野湾市が去年から1人いない。なかなか募集して入る人がいない。先ほど野原委員がおっしゃっていましたが、身分保障が難しい、しっかりしていないというところなんですよね。結局、通訳の勉強するのに、自分でお金を払って通訳の勉強をして、技術を身につけて、じゃあどこかで活用となったら、登録手話通訳者になったりということはあるんですが、登録手話通訳者で働くのはなぜかというところ、それだけでは食べていけないので、自分の仕事を持ちながら登録手話通訳者になる。もっと給料が良かったり、身分が保障されていれば、設置手話通訳者になる人もたくさんいると思うんですが、なかなかそこは難しいところだと思います。それについては、仕事内容についてもかなり難しいところがあるので、手話ができれば良いだけではなくて、やはり対人関係のノウハウもありますし、そのノウハウを、誰がどこで教えるのというところもあって。複数いるところは、先にいる設置手話通訳者から仕事のノウハウを教えてもらえるんですけど、1人配置のところは、いないところに自分で行って、他の市町村の設置の方から、色々教えていただきながら、仕事をするという、仕事の中身もとても濃いので、そういう濃い仕事をする、でも1人では不安というところには、なかなか通訳者は行かないのかなというふうには思います。

やはり、県としても設置手話通訳者を育てるということも、もう少し考えてもらえたらと思います。私たちの団体としては、設置手話通訳者の、1年に4回ですかね、話し合いの場を、県の後援をいただいて開いてはいるんですが、そこで情報共有をしたり、お互いの仕事の困り感だったり、事例を検討するというをやってもらっています。けれど、実際には市町村の上司の方からは、私たちみたいな任意団体がやるのではなくて、県がしっかりそういう会議を持っていたら、もっと深まるんじゃないかということも言われているので、自治体に任せているとは言っても、県としても広く設置手話通訳者のことを考えていただければなど、お願いしたいです。

本田会長：

本田です。ありがとうございます。他に、ご意見ありませんでしょうか。沖縄県身体障害者福祉協会の鈴木委員をお願いします。

鈴木委員：

すみません、今日、初めての参加な色々と言いたいことをメモってきたんですけど、それを言わせていただきたいんですが。資料1のNo. 64とも関連するんですが。

13 ページですね。手話言語条例の全文に、手話動画を付けてほしいとのご意見があるんですけど、これ、私も言おうかなと思っていて、県のホームページに要綱等が掲載されていると思うんですが、ぜひ手話で表している動画も一緒に掲載してほしいなと思ひまして、その際には、沖縄県には素晴らしいろう通訳者がいらっしゃいますので、その方をぜひ付けていただいて、他県では、神奈川県とか宮崎県ではそういうふうに掲載している県もありますので、ぜひ、沖縄県の方でも検討していただいて、聴覚障害者当事者が、この条例がどういうものなのかと、ちゃんと理解ができるように、普及を、情報発信をしていただきたいと思います。

あとですね、首里城火災の時とか、令和2年の平和宣言に、県知事の宣言の時に、知事の手話通訳者を付けていただいていたんですが、そういうふうに、県知事が県民に発する情報に関しては、手話通訳ですとかろう通訳ですね、を付けていただいて、掲載していただきたいと思います。よろしくをお願いします。

本田会長：

ご意見ありがとうございます。事務局の方から、お願いします。

事務局（屋比久）：

はい。ご意見ありがとうございます。手話言語条例の全文をですね、手話動画にすることについては、今後、情報センターの方とも相談しながら掲載についてですね、検討していきたいと考えているところです。

県知事の発信した情報に対する手話通訳について、担当課の方に伝えて、今後、こういった様々な場面でですね、知事の発言があった際に、手話通訳が付けられるように、こういったご意見があったことは伝えたいと思います。以上です。

本田会長：

よろしいでしょうか。鈴木委員、引き続きどうぞ。

鈴木委員：

すみません、最後に、手話通訳が罹る病気があるんですけど、頸肩腕障害というのを、皆さんご存じだと思うんですが。そのですね、健診が、沖縄県では当会が主体というか、病院と交渉をして、毎年健診開催をしているんですけど、できましたら、これを県の方で予算化、事業化していただいて、病院に補助金だかなんだか、助成をしていただいて、県としてこの健診をやっていただけないかなと思ひまして。病院の方も、低価格で健診を開催していただいているので、そのあたりも、すみません、手話通訳者を養成するのも大事なんですけど、養成した後のフォローアップというか、そのあたりもぜひ、沖縄県の方でやっていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

本田会長：

本田です。県の方から何かありますか？

事務局（屋比久）：

はい。頸肩腕健診についてですね、沖身協の方でやっていただいているというのは把握しております。今ですね、沖縄聴覚障害者情報センターに沖縄県に登録している手話通訳者の健診費用については委託費の中でお願いしているところなんですけれども、それを、情報センターが主体となってその方々への健診を実施したり

というところが本来できたほうが良いのかなど。県の事業としてですね。というふうには考えているところですね、沖縄聴覚障害者情報センターと調整を進めているところです。県の事業の中での頸肩腕健診、県に登録してくださっている手話通訳者の健診については、県事業の中で実施できればなと思っております。

市町村に登録されている手話通訳者については、国の方から、市町村の方で実施するというので、モデル要綱で示されているところではあるので、市町村で登録している方々、皆さん頸肩腕健診をきちんと受けられるような体制づくりの検討というのは必要だと思っています。情報センターと意見交換しながらですね、進めたいと思います。以上です。

本田会長：

本田です。分かりました。沖縄県手話通訳者問題研究会の石川委員、どうぞ。

石川委員：

すみません、今の件、多分、沖身協が言っているのは、登録通訳者の健診料ではなくて、健診自体を、沖縄県が責任を持って、今は協働病院かな、にお願いしているんですが、そこをお願いをする、その事業自体の予算化をお願いしたいということなんです。今、健診料は各市町村から、情報センターは県の方から登録手話通訳者だったり、設置手話通訳者の分は健診料として予算化されていると思うんですが、そうではなくて、健診自体を沖身協が担っているの、その事業を県の方で予算化してくれないかということだったと思いますが。なので、そこを考えていただきたいなと思います。

本田会長：

沖縄県身体障害者福祉協会の鈴木委員、確認なんですけれども、今、石川委員が言われた通りなんでしょうか？

鈴木委員：

はい、そうですね。この頸肩腕健診、病院との交渉も含めて全部、沖縄県の方にお願いしたいということです。

本田会長：

本田です。沖縄県の方に全てお願いしたいというご意見でしたけど、事務局の方、どうでしょうか。

事務局（屋比久）：

はい。今、ご意見頂いたところではあるんですが、なかなか特殊な健診ということは把握しておりますが、今すぐ県の方で主体でやりますということは言えないんですけど。実態としてどういった形で行っているのかというところをですね、もう少し、しっかり確認しながらですね、情報センターと、沖身協からもご意見伺って、一度、この件については整理させていただきたいなと思います。すみません。

本田会長：

本田です。今後、沖縄県と、こちら情報センターと色々相談していきたいと思いますので、またその結果については、今後、ご報告させていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

そうしましたら、かなり時間の方も迫ってきております。最後、あともう1人くらいでしたらご意見伺うことが可能かと思えます。どなたかいらっしゃいませんか？

いらっしゃらないようですので、本日の協議についてはこれで終わりにしたいと思えますが、よろしいでしょうか。

はい、ありがとうございます。

それでは、最後にですね、会長の進行は終えたいと思えます。事務局の方にお願ひしたいと思えます。よろしくお願ひします。

すみません、失礼いたしました。改めまして、皆さんと一緒にご確認させていただきたいことがあります。昨年令和2年11月のときに、沖縄県諮問子第12号により諮問した件につきまして、皆さんの考えが統一したということを確認したいと思えます。皆さん、よろしいでしょうか。皆さんの承認をいただいたということで。ありがとうございます。

それでは、ご協力ありがとうございました。本日の協議結果は、後日、私の方から県知事の方に答申いたします。委員の皆様には、本当にご協力をいただきまして、本当にありがとうございました。それでは、事務局の方にお返ししたいと思えます。お願ひします。

司会（小渡班長）：

皆様、本日は活発にご意見を交わしていただき、ありがとうございました。慣れないzoomでの会議ではありましたが、たくさんの意見を頂戴できましたことを、嬉しく思っております。今後の手話施策等の取組に、参考になるようなご意見もたくさんいただきましたので、また活かしていければと思っております。

後日、本田会長から答申をいただいた後、答申された内容を踏まえて、年度内に手話推進計画を策定できるよう手続きを進めてまいりたいと思っております。また、次年度になるかと思えますが、今後の協議会の開催については、改めて事務局の方でご案内をさせていただきますので、今後ともよろしくお願ひいたします。

では、以上をもちまして、本日の日程を終了させていただきます。本日はどうもありがとうございました。

以上